市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

市政トピックス

年末の交通安全県民運動 12月1日(金)～10日(日)

安心安全課 防犯交通係（☎(95)0115）

年末は師走特有の慌ただしさから運転者や歩行者等の注意力が散漫となり、交通事故が起こりやすくなります。また、忘年会などで飲酒の機会が増えることから、飲酒運転による事故も心配されます。

さらに、この時期は、1年を通じて日没時刻が最も早くなり、下校や帰宅で交通量の多い時間帯と夕暮れが重なることから、夜間にかけて、特に子どもと高齢者が犠牲となる交通事故も心配されます。

そこで、次の重点項目に沿った年末の交通安全運動を展開し、交通事故の防止を図ります。

・飲酒運転を根絶しよう。
・歩行中の子どもと高齢者および高齢ドライバーの交通事故を防止しよう。
・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故をなくそう。
・後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう。

年末の安全なまちづくり県民運動 12月1日(金)～20日(水)

安心安全課 防犯交通係（☎(95)0115）

年の瀬を控え、慌ただしさからついカギを掛け忘れたときなど、油断したそのスキを狙った犯罪が起きがちです。犯罪者を寄せ付けないよう、あいさつ・声かけの励行、防犯パトロールなど地域の連帯を強くしていきましょう。

年末の安全なまちづくり県民運動では、次の重点項目をかかげ、運動を展開します。

《運動の重点》
○住宅を対象とした侵入盗の防止
○特殊詐欺の被害防止
○自動車盗の防止

秋の叙勲受章者

秋の叙勲受章者が、11月3日に発令されました。

受章おめでとうございます。

旭日単光章　中小企業振興功労
新美　文二氏（中町）

危険業務従事者叙勲
瑞宝双光章　消防功労
佐藤　義夫氏（谷田町）

危険業務従事者叙勲
瑞宝単光章　消防功労
竹本　一人氏（来迎寺町）

▶問合せ　協働推進課
秘書広報係（☎95-0112）

労働保険加入のお願い（事業主の皆さんへ）

刈谷公共職業安定所（☎(88)0040）
刈谷労働基準監督署（☎(21)4885）

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

労働保険は、労働者が不慮の業務上災害・通勤災害を被った場合、失業した場合、高齢者で賃金が低下した状態で継続して働いている場合、育児休業および介護休業の場合、自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に給付を受けることができます。また、事業主の皆さんにも各種助成金の対象となる制度です。

労働保険の諸手続きについては、労働保険事務組合や社会保険労務士を活用することもできます。

まだ、加入手続きをとられていない事業主の皆さんは、今すぐ加入手続きをお願いします。

国民年金には任意加入制度があります

国保医療課 国保年金係（☎(95)0123）

国民年金は、日本国内に住む20歳～60歳未満のすべての人が加入することになっています。

しかし、次の人は60歳以降（申し出された月以降）でも任意加入することができます。

①60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（10年）を満たしていない人
②40年の納付期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合であって、厚生年金・共済組合等に加入していない人
③国外に住む人

※ただし、いずれの場合も遡って加入することはできません。

《任意加入できる人と期間》
①受給資格期間を満たしていない
・60歳以降70歳まで
②年金額を増やしたい人
・60歳以降65歳まで。60歳の誕生日の前日以降にお申し出ください。
③外国に居住する日本人
・20歳以上65歳未満

《お支払い方法》
原則、口座振替かクレジットカード納付です。
※③に該当する人は、納付書でのお支払いも可能です。

※問合せは知立市役所
TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

家屋を取り壊したときは届出を

税務課 資産税係（☎(95)0148）

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在に存在する家屋に対して課税されます。年の途中で取り壊された家屋は翌年度から課税されませんが、届出がないと、翌年度も引き続き課税される恐れがあります。家屋を取り壊したときには「家屋取壊し届出書」を税務課へ提出してください。

届出用紙は税務課窓口または、市ホームページの「申請書・様式ダウンロード」内の「税務課様式集」にあります。

※メールでの届出はできません。

クリーンセンターから年末年始のごみの受入れのお願い

刈谷知立環境組合（☎(21)5389）

年末年始のクリーンセンターへのごみの搬入は、例年2時間程度の渋滞が予想されますので、余裕をもってお出かけください。

また、次の点についてご理解ご協力をお願いします。

▼特に混雑が予想される日

12月25日(月)～29日(金)、平成30年1月4日(木)～6日(土)

※12月の早いうちにお持ちいただくか、お住まいの区域の収集日・回収場所に出すようお願いします。

※クリーンセンターへお持ちいただく場合は、燃えるごみと粗大ごみはしっかり分別して、粗大ごみを先に出せるように、車に積んでください。

※車は、ご自分かご家族の運転でない場合は、有料となることがありますので、ご留意ください。

地球温暖化・大気汚染の防止にご協力をお願いします

環境課 環境保全係（☎(95)0154）

地球温暖化をもたらす二酸化炭素濃度は年々増え続けています。

また、冬は暖房機器等の使用で空気が汚れやすい季節です。次の事項を心がけ、地球温暖化・大気汚染を防止しましょう。

・重ね着などの工夫で暖房は19℃を目安にしましょう。
・照明や電化製品はこまめにスイッチを消しましょう。
・こたつなどの設定温度はこまめに調節しましょう。
・不要なアイドリングや、急発進、急加速を避けるなど、エコドライブに努めましょう。
・公共交通機関や自転車を利用しましょう。

○「あいちエコチャレンジ21」県民運動実施中
http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/eco21/index.html

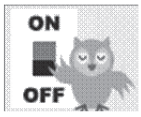

清掃関係業務の休業日一覧表

■ごみ・し尿

大掃除などで多くのごみが出る時期です。一度に多量のごみが出されますと、収集が困難になりますので、大掃除は早めに行ってください。

多量のごみが出た場合は、「可燃ごみ」と「粗大ごみ」はクリーンセンターへ搬入してください。「不燃物」、「資源ごみ」（プラスチック製容器包装ごみを含む）、「古紙類」などは直接、不燃物処理場（山屋敷町）へ搬入してください。

▶問合せ
環境課　ごみ減量係
（☎95-0126）

区分		年末	年始
可燃ごみ収集		12月29日(金)まで	1月5日(金)から通常どおり
不燃物収集	月曜日地区	12月18日(月)まで	1月8日(祝)から通常どおり
	水曜日地区	12月20日(水)まで	1月10日(水)から通常どおり
資源ごみ収集	月曜日地区	12月25日(月)まで	1月15日(月)から通常どおり
	水曜日地区	12月27日(水)まで	1月17日(水)から通常どおり
プラスチック製容器包装ごみ収集	月曜日地区	12月25日(月)まで	1月8日(祝)から通常どおり
	水曜日地区	12月27日(水)まで	1月10日(水)から通常どおり
不燃物処理場（自己搬入）		12月29日(金)まで 午前9時～正午 午後1時～4時	1月4日(木)から通常どおり
クリーンセンター（自己搬入）		12月29日(金)まで 午前8時30分～正午 午後1時～4時	1月4日(木)から通常どおり
粗大ごみの戸別回収		12月27日(水)まで	1月10日(水)から通常どおり
し尿の収集		12月28日(木)まで	1月8日(祝)から通常どおり

（注）1月1日(祝)は可燃ごみの収集を行いません。

平成30・31年度知立市競争入札参加資格審査申請ついて

総務課　契約検査係（☎(95)0147）

平成30・31年度に市が発注する工事、設計、物品の納入、その他委託の入札に参加を希望される人は、「あいち電子調達共同システム（CALS／EC）」または「あいち電子調達共同システム（物品）等」にアクセスして入札参加資格審査申請を行う必要があります。

▼申請方法　市ホームページから入札参加資格審査申請のページをご参照ください。

▼受付期間　平成30年1月4日㈭～2月15日㈭

交通指導員（嘱託員）を募集します

安心安全課　防犯交通係（☎(95)0115）

児童・生徒の交通事故防止並びに交差点等における交通安全指導をしていただく交通指導員を募集します。

▼募集人数　若干名

▼勤務期間　平成30年4月1日～平成31年3月31日（更新あり）

▼試験日　12月25日㈪に面接試験を予定

▼応募資格　市内在住の平成30年4月1日時点で19歳以上59歳以下の健康な人で、普通自動車免許証を所持していること

▼業務内容　学童の登下校の街頭交通安全指導、幼児、児童・生徒に対する交通安全教室での教育指導など

▼勤務時間　月～金曜日の午前7時20分～9時20分と午後1時30分～4時30分

※教室や行事がある場合には、この時間帯以外の勤務があります。

▼休暇　毎週土・日曜日、祝日と年末年始、その他有給休暇制度があります。

▼給与　月額14万800円（平成29年度）

▼申込み　12月4日㈪～15日㈮に受験申込書、写真（縦4㎝×横3㎝）2枚を持参のうえ、市役所3階　安心安全課防犯交通係へお申込みください。

※募集要項、受験申込書の様式は安心安全課でお渡しします。

保健センター臨時職員（保健師）を募集します

保健センター　（☎(82)8211）

▼業務内容　乳幼児保健指導、各種健（検）診、健康相談など

▼募集人数　1人

▼応募資格　保健師有資格者

【雇用条件】

▼勤務期間　平成30年3月末日まで

※勤務開始時期については保健センターにご相談ください。

▼勤務時間　午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

▼賃金　時給1千330円

▼通勤手当　なし

▼加入保険　雇用、労災、健康、厚生年金

▼就業場所　保健センター

▼申込み　保健センター

住民票の写し等のコンビニ交付サービス Q & A

知立市では10月5日㈭から、コンビニ交付サービスが開始されました。これに伴い、利用された市民の皆さんからいただいた主な質問を紹介します。

《コンビニ交付全般について》

Q1. 平成29年10月5日以降にマイナンバーカードを受け取ったのですが、いつからコンビニで証明書がとれるようになりますか。

A1. 交付を受けた日の翌開庁日の正午以降の利用開始となります。住所変更に伴う継続利用手続きを行った場合も同様です。

Q2. 各種税証明はとれますか。

A2. 知立市では対応しておりません。コンビニで取得できるのは、住民票の写し（本人および本人と同一世帯員のもの）、印鑑登録証明書（知立市役所で登録されている本人のもの）、戸籍全部（個人）事項証明書および戸籍附票の写しです。（戸籍の証明書は本籍地が知立市の人に限ります。）

《住民票の写しについて》

Q3. 同住所の家族が選択できない。（画面に表示されない）

A3. コンビニで取得できるのは、本人および本人を含む同一世帯員の住民票の写しのみになりますので、同住所であっても世帯が別の家族の分は取得できません。また、転出や死亡で除票になった人の分は取得できません。

Q4. 改姓や前住所など、どの程度の履歴まで記載されますか。

A4. 改姓の履歴は記載されません。住所は現住所と1つ前の住所が記載されますが、それより前の住所は記載されません。

Q5. 個人番号は記載されますか。

A5. 選択することで記載可能です。また、「世帯主・続柄」、「筆頭者・本籍地」の記載を選択することも可能です。

《戸籍の証明書について》

Q6. 戸籍が選択できない。

A6. 知立市に本籍がない場合は取得できません。詳しくは本籍地のある役所にお問合せください。

Q7. 家族の戸籍が選択できない。（画面に表示されない）

A7. 本人が在籍する現在の戸籍しか取得できません。よって結婚している場合や、両親や兄弟などは別の戸籍となるため選択できません。

※顔写真つきのマイナンバーカードを申請してから取得までには1か月～2か月程度かかりますのでご注意ください。

▶問合せ　市民課　市民係（☎95-0152）

※問合せは知立市役所
TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

臨時職員を募集します

生涯学習スポーツ課 生涯学習係（☎(83)1165）

公民館の臨時職員を募集します。

▼募集人員　2人

▼応募方法　12月1日(金)～14日(木)の午前8時30分～午後5時15分（月曜日を除く）までに中央公民館に直接持参してください。

▼応募資格　満63歳未満で、パソコンのローマ字入力ができる人

▼応募書類　履歴書1通（写真を貼付し、自筆で記載されたもの）

※提出された書類は返却しません。

【雇用条件等】

▼勤務場所　中央公民館または猿渡公民館

▼勤務内容　施設利用の受付、利用申請の受付、データ入力および使用料の徴収、その他施設管理に必要な事務

▼勤務時間　1日4時間30分以内

※ただし、土・日曜日、祝日勤務および夜間勤務があります。（月曜休館）

▼賃金　時給940円

▼勤務開始日　平成30年1月4日(木)

※12月中に事前研修を行います。

▼雇用期間　6か月間（勤務成績で更新あり）

※厚生年金、健康保険、雇用保険の適用はありません。

採用の選考は面接で行いますが、面接日程は後日連絡します。

下水道を正しく使いましょう

下水道課 下水庶務係（☎(95)0159）

最近、下水道管に流れ出た油が固まることで下水道管が詰まるケースが発生しています。

下水道は、何でも流して良いというわけではありません。自然環境や生活環境をより良くするための公共の財産です。

油を下水道管に流すと管の中で固まって詰まりを起こし、悪臭が発生したり、汚水が道路にあふれ出る可能性があります。

一人一人が十分に注意して、ご使用いただきますようお願いします。

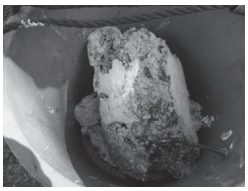

下水道管に詰まっていた油のかたまり

消費生活センターをご利用ください

消費生活センター（☎(95)0195）

市では、消費者のトラブル等の相談窓口として消費生活センターを設置しています。

今年度4月から相談日を拡大して受付けています。ぜひご利用ください。

▼とき　毎週月・水～金曜日の午後1時～4時

▼ところ　市役所2階南西側　市民相談コーナー

パブリックコメント

―皆さんのご意見を募集します―

知立市空家等対策計画（案）

近年、人口減少や高齢単身者の増加、建物の老朽化、居住ニーズの多様化等を背景として、全国的に空家が増加傾向となっています。

こうした中、平成26年11月に、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という）」が公布されました。

本市では、空家等がもたらす防災、衛生、景観等の問題に関係する内部部局により、平成27年度から空家等対策についての検討を進めています。空家法に基づき、空家等対策計画の策定に向けた検討・協議等を行うため、平成27年4月に知立市空家等対策協議会を設置しました。

地域社会の健全な維持と安心安全で住みよいまちづくりを目指すため、関係部局や関係団体とも連携しながら、総合的な空家等対策を効果的・計画的に推進するとともに、本市における空家等対策の方針や具体的な取組等を周知することを目的として、このたび「知立市空家等対策計画（案）」を作成しましたので、パブリックコメント（市民意見提出手続）制度に基づき、市民の皆さんのご意見を募集します。

▼意見募集期間
12月1日(金)～28日(木)

▼閲覧方法
・建築課（市役所4階）
・行政資料コーナー（市役所3階）
・図書館
・市ホームページで公表します。

【意見の提出方法】
①郵送　〒472－8666（住所不要）知立市役所　建築課宛
②FAX　(83)1141
③Eメール
kentiku@city.chiryu.lg.jp
④建築課窓口へ直接書面で提出

※様式は自由ですが、住所と氏名は必ずご記入ください。電話での受付は行っておりません。

▼問合せ　建築課　建築係（☎(95)0128）